

広島市自転車等の放置の防止に関する条例

昭和 60 年 12 月 20 日

条例第 98 号

第 4 章 自転車等駐車対策協議会

(平 7 条例 28・追加)

(設置)

第 25 条 自転車等の放置の防止及び自転車等駐車場の整備等自転車等の駐車対策について必要な事項を審議するため、広島市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平 7 条例 28・追加)

(組織)

第 26 条 協議会は、委員 30 人以内をもつて組織する。

2 委員は、市長が委嘱し、又は指定する。

3 委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(平 7 条例 28・追加)

(会長及び副会長)

第 27 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、協議会を招集する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 7 条例 28・追加)

(委任規定)

第 28 条 この章に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 7 条例 28・追加)

広島市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則

昭和 61 年 3 月 20 日

規則第 11 号

(協議会の構成)

第 12 条 条例第 26 条第 2 項に規定する協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は指定する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 条例第 7 条の鉄道事業者等の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 各種団体の関係者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(平 7 規則 60・追加)

(議事)

第 13 条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(平 7 規則 60・追加)

(資料の提出等の要求)

第 14 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(平 7 規則 60・追加)

(庶務)

第 15 条 協議会の庶務は、道路交通局自転車都市づくり推進課において処理する。

(平 7 規則 60・追加、平 9 規則 6・平 10 規則 5・平 24 規則 32・一部改正)

(委任規定)

第 16 条 前 3 条に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平 7 規則 60・追加)